

2010年9月30日  
株式会社 千葉興業銀行

## 「暴力団排除条項」適用範囲拡大のお知らせ

---

千葉興業銀行は、暴力団、暴力団員をはじめとする反社会的勢力との取引をいっさいお断りしております。これまでも反社会的勢力との取引を排除するための取組みを推進してまいりましたが、これを強化した反社会的勢力との取引停止や解約（以下、「解約等」）に関する規定を、各種契約書や取引規定に盛り込んでおりました。

平成22年5月より総合口座規定、普通預金規定、当座預金規定、貯蓄預金規定、貸金庫規定に暴力団排除条項を導入し適用を開始しております。

今般、平成22年10月より定期預金規定、新型積立定期預金規定、定期積金規定、財形預金規定、譲渡性預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定、ローン取引、リスク商品（投資信託・国債・外貨預金）にも暴力団排除条項を順次導入し、適用を開始いたします。

### 【内容】

- 預金口座の開設時や融資契約の締結時など各種取引のお申込みの際に、お客さまが反社会的勢力に該当しないことを表明し、確約していただきます。
- 万が一、表明し確約いただいた内容に虚偽の申告等があった場合には、解約等の対象となります。
- また、すでにお取引いただいている場合でも、反社会的勢力と判明した場合には、解約等の対象となります。

当行では、平成19年6月に公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止する為の指針」に基づき、引き続き警察等関係機関と共に連携をとりつつ、反社会的勢力との関係遮断・関係解消のための取組みを積極的に推進してまいりますので、お客さまのご理解とご協力をお願いいたします。

以上